

公募型プロポーザル方式（マイナンバーカード普及促進事業）
の実施に係る業務等質問書への回答について

令和8年6月23日（火）長野県企画振興部市町村課

令和8年6月1日付けの公募型プロポーザル方式（マイナンバーカード普及促進事業）実施公告に係る業務等質問書について、実施公告第5の規定により下記のとおり回答します。

記

1 業務等質問書の受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月19日（金）まで

業務等質問書への回答

質問	回答
交付申請書に記載する個人番号が不明である場合、市町村窓口等において申請書ID付きの交付申請書を発行することで申請が可能になると理解しております。 この場合、申請者が郵送による交付申請を行わず、市町村窓口等で発行された申請書ID付き交付申請書を利用して申請した際の実績の取扱いについてご教示ください。 また、申請者に対してはどのように案内することを想定されているか、併せてご教示ください。	申請書ID付き交付申請書を利用して申請した際の実績につきましては、通常の交付申請と同様に実績報告をしていただければと思います。 申請者への案内につきましては、市町村職員が対応することを想定しています。
仕様書に「マイナンバー及び申請書IDが不明な申請書の市町村への回付」とありますが、具体的な運用方法についてご教示ください。 特に、対象者への案内方法、市町村への回付手順、回付後の対応フロー等についてご教示いただけますと幸いです。	対象者への案内は同行する市町村職員が行い、回付手順については市町村へ郵送や持ち込みによる対応を想定しています。
県外に住民票を有する方については、一時滞在先でのマイナンバーカードの受取はできないものと理解しております。 その場合、施設入所者や長期入院者など、住民票所在地以外で生活している方に対しては、どのような対応を想定されている	住民票所在地以外の方への対応につきましては、交付時来庁方式での受付を想定しています。

かご教示ください。	
職員同行の要否は、どの時点で、どの主体（県・市町村等）が判断することを想定されているのでしょうか。また、同行が必要となる場合の調整方法についてもご教示ください。	出張申請を行う施設が決まったところで、該当する市町村に同行を打診して、各市町村が判断することを想定しています。調整方法につきましては、受託事業者と市町村で直接調整していただくことを想定しています。
実施広告 P2, イ(ア)「申請サポート業務の実施施設・時間帯等の選定」について、企画書の提出時点において実施施設及び実施時間帯を具体的に設定する必要があるのでしょうか。	実施する施設や時間帯につきましては、現段階で設定できる範囲を記載していただければ差し支えありません。 詳細につきましては、県と調整の上決定します。
仕様書 5(7)「マイナンバーカードの交付支援」について、マイナンバーカードの申請に至った場合の交付申請を行うこと記載がありますが、昨年度の具体的な運用についてご教示ください。	主に顔写真の撮影、申請書記入等の支援を想定しています。
広告費の支出上限について「申請サポート業務によるマイナンバーカード交付件数×2,000 を上限とする」とされています。マイナンバーカードは申請から実際の「交付」までに数か月の時間を要する場合がありますが、履行期間内（令和 9 年 2 月 26 日まで）に市町村側での交付が完了しなかった件数分は、上限額算出の対象外となってしまうのでしょうか。	広告費の支出上限につきましては、受付件数に単価 2,000 円を乗じた額とされているため、履行期間内（令和 9 年 2 月 26 日）までに受付をしている場合は交付対象となります。
対象施設（介護福祉施設、障がい福祉施設、医療機関等）に対し「多くの施設で出張申請サポートを実施できるよう積極的な働きかけを行うこと」とありますが、県から対象施設のリスト提供や、長野県名義での事前周知文書（協力依頼等）の発出といったサポートはいただけるのでしょうか。	対象施設のリスト提供や事前周知文書の発出については、県においても実施します。
本事業における出張申請サポート業務の全体的な「目標想定数（申請受付の目標件数）」についてお伺いいたします。昨年度までの取り組みにより、県内の社会福祉	下限数は想定していませんが、想定数につきましては、昨年度の実績である約 400 件を想定しています。

施設等におけるマイナンバーカードの普及は一定程度進んでおり、施設での新規申請ニーズは落ち着きつつあると推測しております。上記の現状を踏まえた上で、本年度（令和８年度）の事業として県が想定されている目標件数の目安（または下限の目安など）が設定されておりましたら、ご教示いただけますでしょうか。	
--	--